

★従業員やお知り合いの方にも、ぜひご紹介ください！

## 進学や入学に必要な教育ローン相談会を土曜日と日曜日に開催します！

4月から進入学されるお子様がおられる方で、教育ローンについて相談したいけれど、平日はお仕事などでなかなか相談に来られないという方向けに、今回、土曜日と日曜日に特別相談会を開催します。是非この機会にご相談下さい。

【日 時】平成 27 年 1 月 24 日（土）・25 日（日） 10:00～15:00

【場 所】鳥栖商工会議所（鳥栖市役所南側）

【お問合せ先】教育ローンコールセンター TEL 0570-008656

特別相談会については、鳥栖商工会議所 TEL 83-3121

## 若手社員フォローアップ研修 ～新入社員 支援セミナー～

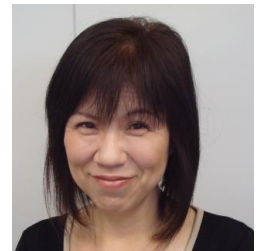
若手社員を対象とした、フォローアップ研修を実施致します。職場での円滑なコミュニケーションやビジネスマナーのさらなるスキルアップを目的に開催します。是非、この機会にご聴講下さい。

【日 時】平成 27 年 2 月 17 日（火） 13:30～16:30

【講 師】堀田 晶子氏（ほりた あきこ）

“おもてなしの心育成会社”（株）アズハート 代表取締役

【開催場所】鳥栖商工会議所 3階大会議室



所得税の申告における控除情報（シリーズ①医療費控除）

## その年に支払った医療費の額により、控除されます！

申告者及び生計を一にする配偶者やその他の親族のために実際に支払った医療費がある時には、次の算式により計算された金額が医療費控除として所得金額から差し引かれます。

〈計算方法〉

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{その年中に}} \\ \boxed{\text{支払った医療費}} \end{array} - \begin{array}{c} \boxed{\text{保険金などで}} \\ \boxed{\text{補てんされる金額}} \end{array} - \begin{array}{c} \boxed{\text{10万円又は}} \\ \boxed{\text{所得金額の5\%}} \\ \boxed{\text{(どちらか少ない額)}} \end{array} = \boxed{\text{医療費控除額}} \\ \boxed{\text{(最高200万円)}} \end{array}$$

### ◆主な注意点

- ・医師などが発行した領収書等が必要となります。
- ・補てんされる保険金とは、生命保険医療保険金、入院給付金や社会保険などから支給を受ける療養費、出産一時金などです。
- ・対象とならないものがありますので、ご注意ください。

## ◇1月の無料相談日のご案内

**税務相談** 1月21日(水) 顧問税理士（大竹税理士）

**法律相談** 1月16日(金) 県弁護士会 1月23日(金) 司法書士会

1月30日(金) 山下弁護士

※ どなたでもご相談いただけます。ご希望の方は事前に当所へご連絡ください。